

一般社団法人日本藍藻協会 定款

第1章 総則

〔名称〕

第1条 この法人は、一般社団法人日本藍藻協会と称する。

〔事務所〕

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

〔目的〕

第3条 当法人は、藍藻を中心にした有用微生物の増殖を促進させ、土壌環境を整える藍藻農法を確立することによって安全・安心な食生活と自然環境の改善に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 藍藻を中心にした有用微生物群の科学的、物理学的、生物学的、医学的、栄養学的実証研究に基づき、農法及び資材開発等実証的研究開発
- (2) 上記(1)の研究開発によって確立される農法(以下、「この農法」という)の普及・啓発と開発された商品(以下、「商品」という)の製造、販売、輸出入
- (3) この農法と商品のブランド化の推進(品質管理・認証)
- (4) この農法推進による健全な食生活・自然愛護・地球環境の改善及び促進・啓発
- (5) 穀物、生鮮食品、生薬の栽培及び加工食品の製造、販売及び輸出入
- (6) 医薬品、化粧品等の製造、卸売及び販売並びに輸出入
- (7) 飲料水及び茶類の製造、販売及び輸出入
- (8) この農法及び商品に関する広報活動
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

〔法人の構成員〕

第5条 当法人は、法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

なお、団体が社員となる場合には第10条第2項の議決権を行使するものは、その団体の代表者とする。

〔社員の資格取得〕

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

〔任意退社〕

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

〔除名〕

第8条 当法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

〔社員資格の喪失〕

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第4章 社員総会

〔構成〕

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

〔権限〕

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 各事業年度の決算報告
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

〔開催〕

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

〔招集〕

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

〔議長〕

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

〔決議〕

第15条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定めた事項

〔議事録〕

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第5章 役員等

〔役員の設定〕

第17条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

〔役員を選任〕

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

〔理事の職務及び権限〕

第19条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

〔監事の職務権限〕

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

〔役員任期〕

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期の満了後において定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

〔役員解任〕

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

〔名誉会長及び顧問〕

第23条 当法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、有識者の中から任期を定めたいうて選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

〔構成〕

第24条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

〔権限〕

第25条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

〔招集〕

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

〔決議〕

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

〔決議の省略〕

第28条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

〔報告の省略〕

第29条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

〔議事録〕

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事は議事録に記名押印する。

〔理事会規程〕

第31条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第7章 定款の変更及び解散

〔定款の変更〕

第32条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

〔解散〕

第33条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

〔残余財産の帰属〕

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 会 員

〔会 員〕

第35条 当法人に会員制度を設ける。

- 2 当法人の会員は、次の2種とする。
 - (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人
- 3 会員及び賛助会員の会費は別途定める。
- 4 会員に関する詳細な規程は、別途理事会において定める。

第9章 計 算

〔事業年度〕

第36条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

〔事業計画及び収支予算〕

第37条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

〔事業報告及び決算〕

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

〔剰余金〕

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 個人情報の保護

〔個人情報の保護〕

第40条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 公告の方法

〔公告の方法〕

第41条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

〔附 則〕

1. 令和元年7月16日 設立、当該年度事業運営開始。
2. 令和3年1月30日、一般社団法人あしつき協会から一般社団法人日本藍藻協会に名称変更。令和3年3月3日登記。